### II 土壌

### 1 土壌の汚染に係る環境基準値

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき人の健康を保護し、および生活環境 を保全するうえで維持することが望ましい基準として定められています。

土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

(最終改正:令和2年3月30日環境省告示第35号) 抜粋

<ul> <li>(血素)</li> <li>る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。</li> <li>総水銀</li> <li>検液1Lにつき 0.0005 mg以下であること。</li> <li>アルキル水銀</li> <li>検液中に検出されないこと</li> <li>検液中に検出されないこと</li> <li>調</li> <li>農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。</li> <li>ジクロロメタン</li> <li>内にしていまりの2 mg以下であること。</li> <li>内口エチレン(別名塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別子であること。</li> <li>(別別子であること。</li> <li>(別別子であること。</li></ul>	項目	環境上の条件
カトミリム       ****       ****       ****       ****       ****       **       ***		検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、
全シアン       検液中に検出されないこと。 検液ILにつき 0.01       mg以下であること。         始       検液ILにつき 0.01       mg以下であること。         が価クロム       検液ILにつき 0.01       mg以下であること。         検液ILにつき 0.01       mg以下であり、かつ、農用地(田に表。)においては、土壌は同でつき15mg未満であること。         総木銀       検液ILにつき 0.0005 mg以下であること。         アルキル水銀       検液中に検出されないこと         PCB       機械中に検出されないこと         銅       農用地(田に限る。)においては、土壌は房につき125mg未満であること。         グクロロメタン       検液ILにつき 0.02       mg以下であること。         り口ロエチレン       検液ILにつき 0.002       mg以下であること。         (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)       検液ILにつき 0.004       mg以下であること。         1, 1-ジクロロエチレン       検液ILにつき 0.004       mg以下であること。         1, 1-シジクロロエチレン       検液ILにつき 0.004       mg以下であること。         トリクロロエチレン       検液ILにつき 0.004       mg以下であること。         トリクロロエチレン       検液ILにつき 0.006       mg以下であること。         トリクロロエチレン       検液ILにつき 0.006       mg以下であること。         トリクロロプロペン       検液ILにつき 0.001       mg以下であること。         チラクロロプロペン       検液ILにつき 0.000       mg以下であること。         チウム       検液ILにつき 0.001       mg以下であること。         チオベンカルブ       検液ILにつき 0.01       mg以下であること。         センソ       検液ILにつき 0.01       mg以下であること。         大プロール・フェール・フェール・フェール・フェール・	カドミウム	
鉛       検液ILにつき 0.01       mg以下であること。         水価クロム       検液ILにつき 0.05       mg以下であること。         検液ILにつき 0.01       mg以下であり、かつ、農用地(田になっ)においては、土壌Ikgにつき15mg未満であること。         総水銀       検液ILにつき 0.0005 mg以下であること。         アルキル水銀       検液ILにつき 0.0005 mg以下であること。         PCB       検液中に検出されないこと         飼工のロメタン       検液ILにつき 0.02 mg以下であること。         四塩化炭素       検液ILにつき 0.002 mg以下であること。         クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)       検液ILにつき 0.002 mg以下であること。         1,2-ジクロロエチレン 検液ILにつき 0.004 mg以下であること。       mg以下であること。         1,1-ドリクロエチレン 検液ILにつき 0.004 mg以下であること。       mg以下であること。         1,1,2-トリクロエチレン 検液ILにつき 0.006 mg以下であること。       mg以下であること。         トリクロエチレン 検液ILにつき 0.001 mg以下であること。       mg以下であること。         トリクロロエチレン 検液ILにつき 0.001 mg以下であること。       mg以下であること。         テトラクロアコペン 検液ILにつき 0.001 mg以下であること。       mg以下であること。         チウラム 検液ILにつき 0.002 mg以下であること。       mg以下であること。         チオペンカルプ 検液ILにつき 0.01 mg以下であること。       mg以下であること。         インゼン 検液ILにつき 0.01 mg以下であること。       mg以下であること。         セレン 検液ILにつき 0.01 mg以下であること。	全シアン	
依徳1Lにつき 0.05 mg以下であること。   検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。   検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。   総水銀	有機燐	検液中に検出されないこと。
世来	鉛	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
<ul> <li>(血素)</li> <li>る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。</li> <li>総水銀</li> <li>検液1Lにつき 0.0005 mg以下であること。</li> <li>アルキル水銀</li> <li>検液中に検出されないこと</li> <li>検液中に検出されないこと</li> <li>調</li> <li>農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。</li> <li>ジクロロメタン</li> <li>内にしていまりの2 mg以下であること。</li> <li>内口エチレン(別名塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)</li> <li>(別子であること。</li> <li>(別別子であること。</li> <li>(別別子であること。</li></ul>	六価クロム	検液1Lにつき 0.05 mg以下であること。
おいては、土壌lkgにつき 15 long未満であること。   検液1Lにつき 0.0005 mg以下であること。   検液中に検出されないこと   検液中に検出されないこと   横液中に検出されないこと   横液1Lにつき 0.002 mg以下であること。   mg以下である。   mg以下である。   mg以下である。   mg以下である。   mgun である。   mg	加丰	検液1Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限
アルキル水銀         検液中に検出されないこと           PCB         検液中に検出されないこと           銅         農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。           ジクロロメタン         検液1Lにつき 0.002         mg以下であること。           四塩化炭素         検液1Lにつき 0.002         mg以下であること。           クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)         検液1Lにつき 0.004         mg以下であること。           1, 2-ジクロロエタン         検液1Lにつき 0.1         mg以下であること。           1, 1-ジクロロエチレン         検液1Lにつき 0.04         mg以下であること。           1, 1, 1-トリクロロエタン         検液1Lにつき 0.04         mg以下であること。           トリクロロエチレン         検液1Lにつき 0.006         mg以下であること。           トリクロロエチレン         検液1Lにつき 0.01         mg以下であること。           テトラクロロエチレン         検液1Lにつき 0.01         mg以下であること。           サウラム         検液1Lにつき 0.002         mg以下であること。           サウラム         検液1Lにつき 0.003         mg以下であること。           チオベンカルブ         検液1Lにつき 0.01         mg以下であること。           オインカルブ         検液1Lにつき 0.01         mg以下であること。           セレン         検液1Lにつき 0.01         mg以下であること。	<b>似</b> 系	る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
PCB       検液中に検出されないこと         銅       農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。         ジクロロメタン       検液1Lにつき 0.02       mg以下であること。         四塩化炭素       検液1Lにつき 0.002       mg以下であること。         クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)       検液1Lにつき 0.004       mg以下であること。         1, 2-ジクロロエチレン       検液1Lにつき 0.04       mg以下であること。         1, 1-シリクロロエチレン       検液1Lにつき 0.04       mg以下であること。         1, 1, 1-トリクロロエタン       検液1Lにつき 1       mg以下であること。         トリクロロエチレン       検液1Lにつき 0.006       mg以下であること。         トリクロロエチレン       検液1Lにつき 0.001       mg以下であること。         テトラクロロエチレン       検液1Lにつき 0.001       mg以下であること。         テトラクロロエチレン       検液1Lにつき 0.001       mg以下であること。         チウラム       検液1Lにつき 0.002       mg以下であること。         チウラム       検液1Lにつき 0.006       mg以下であること。         チオベンカルブ       検液1Lにつき 0.01       mg以下であること。         オンプレブ       検液1Lにつき 0.01       mg以下であること。         サンジ       検液1Lにつき 0.01       mg以下であること。	総水銀	検液1Lにつき 0.0005 mg以下であること。
調農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること 検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。四塩化炭素 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1-シリクロロエチレン検液1Lにつき 0.004 検液1Lにつき 0.04 	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
ジクロロメタン検液1Lにつき 0.02mg以下であること。四塩化炭素検液1Lにつき 0.002mg以下であること。クロロエチレン検液1Lにつき 0.002mg以下であること。(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき 0.004mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン検液1Lにつき 0.1mg以下であること。1,1-ジクロロエチレン検液1Lにつき 0.04mg以下であること。1,1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき 1mg以下であること。1,1,2-トリクロロエタン検液1Lにつき 0.006mg以下であること。トリクロロエチレン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。テトラクロロエチレン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。カーラム検液1Lにつき 0.006mg以下であること。チウラム検液1Lにつき 0.006mg以下であること。チオベンカルブ検液1Lにつき 0.01mg以下であること。インゼン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。検液1Lにつき 0.01mg以下であること。インゼン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。セレン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。	PCB	検液中に検出されないこと
四塩化炭素       検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。         クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)       検液1Lにつき 0.004 mg以下であること。         1,2-ジクロロエタン (財産化ビニルモノマー)       検液1Lにつき 0.004 mg以下であること。         1,1-ジクロロエチレン (対験1Lにつき 0.04 mg以下であること。       mg以下であること。         1,2-ジクロロエチレン (対験1Lにつき 1 mg以下であること。       mg以下であること。         1,1,1-トリクロロエタン (対験1Lにつき 1 mg以下であること。       mg以下であること。         トリクロロエチレン (対験1Lにつき 0.006 mg以下であること。       mg以下であること。         テトラクロロエチレン (対験1Lにつき 0.01 mg以下であること。       対験1Lにつき 0.002 mg以下であること。         チウラム (対験1Lにつき 0.006 mg以下であること。       対験1Lにつき 0.008 mg以下であること。         チオベンカルブ (対験1Lにつき 0.02 mg以下であること。       対域1Lにつき 0.01 mg以下であること。         インゼン (対験1Lにつき 0.01 mg以下であること。       大数1Lにつき 0.01 mg以下であること。         インゼン (対験1Lにつき 0.01 mg以下であること。	銅	農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき 0.002 (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン トリクロロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーロエチレン ウーフカーペン ウーラム ウーラム ウーフカーペン ウーフカーマン ウーフカーペン ウーフカーマーファン ウーフカーマン ウーフカーマーフェース ウーフローフェース ウーフロース ウーフロース ウーフース ウーフロース ウーフロース ウーフロース ウーフース ウーフロース ウーフロース ウーフロース ウーフース ウーフロース ウーフロース ウーフロース ウーフロース ウーフロース ウーフース ウーフロース ウーフース ウーフース ウーフース ウーフース ウーフース ウーフース ウーフース ウーフカース ウーフース ウーフカース ウーフカース ウーフロース ウーフース ウーフカー	ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) 検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。 1,2-ジクロロエチレン 検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。 1,1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき 0.04 mg以下であること。 1,1,1-トリクロロエタン 検液1Lにつき 1 mg以下であること。 1,1,2-トリクロロエタン 検液1Lにつき 1 mg以下であること。 1,1,2-トリクロロエタン 検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。 トリクロロエチレン 検液1Lにつき 0.001 mg以下であること。 テトラクロロエチレン 検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。 テトラクロロエチレン 検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。 チウラム 検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。 チウラム 検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。 チオベンカルブ 検液1Lにつき 0.001 mg以下であること。 チオベンカルブ 検液1Lにつき 0.001 mg以下であること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) 1, 2-ジクロロエタン 検液1Lにつき 0.004 mg以下であること。 1, 1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき 0.04 mg以下であること。 1, 2-ジクロロエチレン 検液1Lにつき 0.04 mg以下であること。 1, 1, 1-トリクロロエタン 検液1Lにつき 1 mg以下であること。 1, 1, 2-トリクロロエタン 検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。 トリクロロエチレン 検液1Lにつき 0.03 mg以下であること。 テトラクロロエチレン 検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。 テトラクロロエチレン 検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。 チウラム 検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。 シマジン 検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。 チオベンカルブ 検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。 チオベンカルブ 検液1Lにつき 0.001 mg以下であること。 インゼン 検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。	クロロエチレン	
1,1-ジクロロエチレン検液1Lにつき 0.1mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン検液1Lにつき 0.04mg以下であること。1,1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき 1mg以下であること。1,1,2-トリクロロエタン検液1Lにつき 0.006mg以下であること。トリクロロエチレン検液1Lにつき 0.03mg以下であること。テトラクロロエチレン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。1,3-ジクロロプロペン検液1Lにつき 0.002mg以下であること。チウラム検液1Lにつき 0.006mg以下であること。シマジン検液1Lにつき 0.007mg以下であること。チオベンカルブ検液1Lにつき 0.01mg以下であること。ベンゼン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。セレン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。	(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	
1,2-ジクロロエチレン       検液1Lにつき 0.04 mg以下であること。         1,1,1-トリクロロエタン       検液1Lにつき 1 mg以下であること。         1,1,2-トリクロロエタン       検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。         トリクロロエチレン       検液1Lにつき 0.03 mg以下であること。         テトラクロロエチレン       検液1Lにつき 0.001 mg以下であること。         1,3-ジクロロプロペン       検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。         チウラム       検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。         シマジン       検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。         チオベンカルブ       検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。         ベンゼン       検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。         セレン       検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。	1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき 1mg以下であること。1,1,2-トリクロロエタン検液1Lにつき 0.006mg以下であること。トリクロロエチレン検液1Lにつき 0.03mg以下であること。テトラクロロエチレン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。1,3-ジクロロプロペン検液1Lにつき 0.002mg以下であること。チウラム検液1Lにつき 0.006mg以下であること。シマジン検液1Lにつき 0.003mg以下であること。チオベンカルブ検液1Lにつき 0.02mg以下であること。ベンゼン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。セレン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。	1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。トリクロロエチレン検液1Lにつき 0.03 mg以下であること。テトラクロロエチレン検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。1,3-ジクロロプロペン検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。チウラム検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。シマジン検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。チオベンカルブ検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。ベンゼン検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。セレン検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。	1, 2-ジクロロエチレン	
トリクロロエチレン       検液1Lにつき 0.03       mg以下であること。         テトラクロロエチレン       検液1Lにつき 0.01       mg以下であること。         1,3-ジクロロプロペン       検液1Lにつき 0.002       mg以下であること。         チウラム       検液1Lにつき 0.006       mg以下であること。         シマジン       検液1Lにつき 0.003       mg以下であること。         チオベンカルブ       検液1Lにつき 0.02       mg以下であること。         ベンゼン       検液1Lにつき 0.01       mg以下であること。         セレン       検液1Lにつき 0.01       mg以下であること。		検液1Lにつき 1 mg以下であること。
テトラクロロエチレン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。1,3-ジクロロプロペン検液1Lにつき 0.002mg以下であること。チウラム検液1Lにつき 0.006mg以下であること。シマジン検液1Lにつき 0.003mg以下であること。チオベンカルブ検液1Lにつき 0.02mg以下であること。ベンゼン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。セレン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。		
1,3-ジクロロプロペン検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。チウラム検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。シマジン検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。チオベンカルブ検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。ベンゼン検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。セレン検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。		検液1Lにつき 0.03 mg以下であること。
チウラム検液1Lにつき 0.006mg以下であること。シマジン検液1Lにつき 0.003mg以下であること。チオベンカルブ検液1Lにつき 0.02mg以下であること。ベンゼン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。セレン検液1Lにつき 0.01mg以下であること。	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
シマジン検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。チオベンカルブ検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。ベンゼン検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。セレン検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。	*	
チオベンカルブ検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。ベンゼン検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。セレン検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。		検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
ベンゼン       検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。         セレン       検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。		
セレン 検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。		検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
7.1. C		検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
	ふっ素	検液1Lにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素 検液1Lにつき 1 mg以下であること。		
1, 4-ジオキサン 検液1Lにつき 0.05 mg以下であること。		

- 備考1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行 うものとする。
  - 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
  - 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法 の定量限界を下回ることをいう。
  - 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
  - 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 2 土壌汚染対策法に関する要措置区域の指定に係る基準

土壌汚染対策法では、要措置区域の指定基準のうち汚染状態に関する基準として、土壌 溶出量基準および土壌含有量が定められています。また、汚染の除去等の措置を選択する 際の指標として、第二溶出量基準が定められています。

土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号)

(最終改正:平成31年1月28日 環境省令第3号) 抜粋

### (1) 土壤溶出量基準

	特定有害物質の種類	要	件	:
	クロロエチレン	検液1Lにつき	0.002	mg以下であること。
	四塩化炭素	検液1Lにつき	0.002	mg以下であること。
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき	0.004	mg以下であること。
第	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき	0.1	mg以下であること。
1 種	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき	0.04	mg以下であること。
特字	1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき	0.002	mg以下であること。
特定有害物質	ジクロロメタン	検液1Lにつき	0.02	mg以下であること。
物	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき	0.01	mg以下であること。
負	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき	1	mg以下であること。
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき	0.006	mg以下であること。
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき	0.03	mg以下であること。
	ベンゼン	検液1Lにつき	0.01	mg以下であること。
	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム	0.01	mg以下であること。
	六価クロム及びその化合物	検液1Lにつき六価クロム	0.05	mg以下であること。
第	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。		
第2種特定有害物	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀 かつ、検液中にアルキルカ		mg以下であり、 è出されないこと。
定有	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン	0.01	mg以下であること。
害物	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛	0.01	mg以下であること。
質	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素	0.01	mg以下であること。
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素	0.8	mg以下であること。
	ほう素及びその化合物	検液1Lにつき	1	mg以下であること。
第	シマジン	検液1Lにつき	0.003	mg以下であること。
第3種特定有害物質	チオベンカルブ	検液1Lにつき	0.02	mg以下であること。
	チウラム	検液1Lにつき	0.006	mg以下であること。
	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。		
	有機りん化合物	検液中に検出	されない	ハこと。

### (2) 土壤含有量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム 150 mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム 250 mg以下であること。
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン 50 mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀 15 mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン 150 mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛 150 mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素 150 mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素 4,000 mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素 4,000 mg以下であること。

# (3) 第二溶出量基準

	特定有害物質の種類	第二溶	山阜	甘 潍
	クロロエチレン	検液1Lにつき	0.02	mg以下であること。
	四塩化炭素	検液1Lにつき	0.02	mg以下であること。
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき	0.04	mg以下であること。
第	1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき	1	mg以下であること。
1 種	1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき	0.4	mg以下であること。
特定	1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき	0.02	mg以下であること。
1種特定有害物	ジクロロメタン	検液1Lにつき	0.2	mg以下であること。
害物	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき	0.1	mg以下であること。
質	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき	3	mg以下であること。
	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき	0.06	mg以下であること。
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき	0.3	mg以下であること。
	ベンゼン	検液1Lにつき	0.1	mg以下であること。
	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム	0.3	mg以下であること。
第	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム	1. 5	mg以下であること。
	シアン化合物	検液1Lにつきシアン	1	mg以下であること。
第2種特定有害物	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀 かつ、検液中にアルキル	0.005 水銀が梢	
定有	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン	0.3	mg以下であること。
害物質	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛	0.3	mg以下であること。
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素	0.3	mg以下であること。
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素	24	mg以下であること。
	ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素	30	mg以下であること。
第3種特定有害物質	シマジン	検液1Lにつき	0.03	mg以下であること。
	チオベンカルブ	検液1Lにつき	0.2	mg以下であること。
	チウラム	検液1Lにつき	0.06	mg以下であること。
	ポリ塩化ビフェニル	検液1Lにつき	0. 003	mg以下であること。
	有機りん化合物	検液1Lにつき	1	mg以下であること。

### 3 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

農用地については、農用地土壌汚染防止法に基づき、以下のとおり基準値が定められています。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年6月24日 政令第204号)

(最終改正:平成22年6月16日 政令第148号)

特定有害物質	政令で定める要件
カドミウム及びその化合物	1 その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えると認められる地域であること。 2 前号の地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であって、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えるおそれが著しいと認められるものであること。イ その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。 ロ その地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。
銅及びその化合物	その地域内の農用地(田に限る。)の土壌に含まれる銅の量が土壌 1kg につき 125mg 以上であると認められる地域であること。
砒素及びその化合物	その地域内の農用地(田に限る。以下この号において同じ。)の土壌に含まれる砒素の量が土壌 1kg につき 15mg (その地域の自然的条件に特別の事情があり、この値によることが当該地域内の農用地における農作物の生育の阻害を防止するため適当でないと認められる場合には、都道府県知事が土壌 1kg につき 10mg 以上 20mg 以下の範囲内で定める別の値)以上であると認められる地域であること。

### 4 農用地における土壌中の重金属の蓄積防止に係る管理基準

農用地において再生有機質資材の適正な使用を図り、土壌中の重金属等の蓄積による作物の生育への影響を防止するために以下に示す管理基準値が定められています。

農用地における土壌中の重金属の蓄積防止に係る管理基準について(昭和59年11月8日 環水土149号)

項目	管 理 基 準
亜鉛	土壌(乾土)1kg につき 120mg